

令和 7 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 地域産業基盤整備課）

項目名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等						
税目	法人税						
要望の内容	<p>【延長】 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、以下の課税の特例について、適用期限（令和7年3月31日）から2年間の延長を要望する。</p> <p>（情報通信産業振興地域）</p> <p>ア 投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域内において情報通信業務用設備を新設又は増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの 8% (イ) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの 15% ・法人税額の20%が上限額（繰越4年）、取得価額の上限額20億円 ・建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>（情報通信産業特別地区）</p> <p>イ 所得控除（法人税）（※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（事業認定法人で、法人設立後10年間） <p>【その他】 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</p>						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ ▲100 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ — 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ ▲100 百万円）	（改正増減収額）
平年度の減収見込額	— 百万円						
（制度自体の減収額）	（ ▲100 百万円）						
（改正増減収額）	（ — 百万円）						

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。

本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。

(2) 施策の必要性

昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成10年度に情報通信産業振興地域、平成14年度に情報通信産業特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の情報通信産業の振興を図ったものである。

今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域における課税の特例について延長等を行うものであり、これまで一定の成果を挙げてきた情報通信関連産業の集積に加え、対象事業への追加、認定要件への従業員給与水準向上の追加等により、より効果的に沖縄の情報通信産業の振興を図っていくこととしている。

本特例措置を拡充・延長することにより、引き続き、沖縄の情報通信産業の振興を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展															
		政策の達成目標	1 達成目標 ・ 県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加 ・ 情報通信関連企業の労働生産性向上 2 測定指標 ・ 税制を活用した新規立地企業の数 ・ 税制を活用した企業の労働生産性上昇率															
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年3月31日までの2年間															
		同上の期間中の達成目標	・ 税制を活用した新規立地企業数 2社以上/年 ・ 税制を活用した企業の労働生産性上昇率を平年1.2%以上向上															
	政策目標の達成状況	<p>本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の情報通信関連企業(社)</td> <td>531</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(社)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>—</td> <td>74.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調べ。</p>			令和4年度	令和5年度	県内の情報通信関連企業(社)	531	563	情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0	税制を活用した新規立地企業数(社)	1	1	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	—	74.5
		令和4年度	令和5年度															
	県内の情報通信関連企業(社)	531	563															
	情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0															
	税制を活用した新規立地企業数(社)	1	1															
	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	—	74.5															
有効性	要望の措置の適用見込み	今後は平年度で所得控除1件、投資税額控除1件の適用を見込む。																
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果が期待され、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することとが期待できる。</p>																
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所税の資産割の課税標準の特例 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>情報通信産業振興地域・特別地区においては、対象事業が特定情報通信事業を含めた情報通信産業の一部と多岐にわたり、該当する企業の規模やビジネス形態等多様である。これらの企業に対し、当該地域への立地誘引や設備投資を促す効果的な手段としては、特定企業を対象とした予算・補助金等の措置ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対処し、全ての対象事業の企業に対し制度が保証される税制措置が妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業の振興や自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>																													
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <table border="1" data-bbox="587 539 1465 730"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用法人数(件)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用法人数(件)</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>526</td> <td>104</td> <td>1,032</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3年度～R4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5年度は沖縄県調べにおける適用額に基づいて試算。</p>			R3年度	R4年度	R5年度	所得控除	適用法人数(件)	1	1	1	減収額(百万円)	1	1	1	投資税額控除	適用法人数(件)	13	8	23	減収額(百万円)	526	104	1,032						
			R3年度	R4年度	R5年度																											
	所得控除	適用法人数(件)	1	1	1																											
減収額(百万円)		1	1	1																												
投資税額控除	適用法人数(件)	13	8	23																												
	減収額(百万円)	526	104	1,032																												
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>過去3年間の適用実態調査結果</p> <table border="1" data-bbox="587 869 1465 1059"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数(件)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>控除額(百万円)</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数(件)</td> <td>19</td> <td>13</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>控除額(百万円)</td> <td>569</td> <td>526</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠条文：42の9、60、68の13、68の63</p>			R2年度	R3年度	R4年度	所得控除	適用件数(件)	1	1	1	控除額(百万円)	2	3	2	投資税額控除	適用件数(件)	19	13	8	控除額(百万円)	569	526	104							
		R2年度	R3年度	R4年度																												
所得控除	適用件数(件)	1	1	1																												
	控除額(百万円)	2	3	2																												
投資税額控除	適用件数(件)	19	13	8																												
	控除額(百万円)	569	526	104																												
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>【令和4年度から令和6年度における測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した新規立地企業の数 7社以上/年 ・本制度を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上 <p>測定指標である税制を活用した新規立地企業数については、各年度1件の活用となっている。また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については令和5年度において指標を満たしている。</p> <p>本要望においては指標の策定方法を見直し、税制を活用した新規立地企業数については制度創設以降の新規立地企業数の平均値1.1を上回る2とし、また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の2011年から2021年の平均上昇率1.2を用いることとした。</p> <table border="1" data-bbox="566 1742 1481 2011"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(指標)(社)</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(実績)(社)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(指標)(%)</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(実績)(%)</td> <td>—</td> <td>74.5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実績については沖縄県調べ。</p>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	税制を活用した新規立地企業数(指標)(社)	7	7	7	2	2	税制を活用した新規立地企業数(実績)(社)	1	1	—	—	—	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(指標)(%)	0.3	0.3	0.3	1.2	1.2	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(実績)(%)	—	74.5	—	—	—
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																											
税制を活用した新規立地企業数(指標)(社)	7	7	7	2	2																											
税制を活用した新規立地企業数(実績)(社)	1	1	—	—	—																											
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(指標)(%)	0.3	0.3	0.3	1.2	1.2																											
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(実績)(%)	—	74.5	—	—	—																											

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>1 達成目標 ・県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加 ・情報通信関連企業の労働生産性向上</p> <p>2 測定指標 ・税制を活用した新規立地企業の数 7社以上/年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和4年度に設定した測定指標について、新規立地企業数については目標を満たせなかったものの、労働生産性上昇率については達成している。</p> <p>新規立地企業数について目標を満たせなかった理由としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、沖縄県への企業進出が控えられたことが要因の一つと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年 ・情報通信産業振興地域の創設</p> <p>平成14年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設</p> <p>平成19年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 （常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和）</p> <p>平成24年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等</p> <p>平成26年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人） ・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超）</p> <p>平成29年 ・2年間延長</p> <p>平成31年 ・2年間延長</p> <p>令和3年度 ・1年間延長</p> <p>令和4年度 ・3年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジは廃止 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入</p>	